

長崎県五島市沖における協議会（第1回）議事録

日時 令和元年10月10日（木）10:00～11:30

場所 長崎県五島市 観光ビルはたなか エクラタン

○清水新エネルギー課長

よろしいでしょうか。皆様、お集まりになられまして、また、定刻になりましたので、ただいまから第1回長崎県五島市沖における協議会を開催いたします。本日はご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本年4月1日に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（通称、再エネ海域利用法）が施行されたところであります。また、本年5月17日には、閣議決定によりまして同法に基づく基本方針も策定されたところでございます。さらに、本年7月30日には、都道府県様からの情報提供に基づきまして当区域を含む4区域につきまして本法に基づく促進区域の指定に向けた有望な区域といたしまして、法律9条の規定に基づく協議会の組織の準備等を開始する旨を公表いたしております。

同法及びこれらの経緯を踏まえまして、経済産業省、国土交通省および長崎県が合同で本協議会を設置することとなりまして、関係者の皆様に日程調整をいただき、本日の開催に至りました。本協議会においては同法及び基本方針に基づきご協議をいただきたく、よろしく願いいたします。

なお、本協議会は基本方針に基づきまして、透明性確保や地域との連携を促進するといった観点から原則として公開で開催するものであります。公開の方法につきましては、後ほどご説明させていただきます本協議会の運営規程案に基づきまして、座長より協議会の皆様に諮っていただき決定いたしますが、円滑な事務進行のためプレス向けに公開し、また議事要旨を後日公開するといった形で進めることを想定しております。

それでは、まず、本協議会の構成員をご紹介します。お手元の資料の中にあります名簿をご覧くださいと思います。法律の規定順のため、恐縮ではございますが、まず、私は経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課の課長の清水でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、国土交通省港湾局海洋・環境課特定離島港湾利用調整官の押切泰弘様。

○押切特定離島港湾利用調整官

押切です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、長崎県産業労働部政策監の三上建治様。

○三上政策監

三上です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

農林水産省水産庁漁港漁場整理部計画課計画官、富樫真志様。

○富樫計画官

富樫です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

五島市副市長、吉谷清光様。

○吉谷副市長

今日は市長が公務出張中のため、代理で出席させていただきました。吉谷でございます。
よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

五島ふくえ漁協協同組合組合長、熊川長吉様。

○熊川組合長

はい、熊川です。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、五島漁業協同組合組合長、草野正様。

○草野組合長

草野です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

奈留町漁業協同組合組合長、大久保金政様。

○大久保組合長

はい、大久保です。よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

長崎県旋網漁業協同組合専務理事、柳村智彦様。

○柳村専務理事

よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

長崎県旅客船協会副会長、木口利光様。

○木口副会長

はい、木口でございます。よろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

NTTワールドエンジニアリングマリン株式会社設備管理担当、田島泰士様。

○田島設備管理担当

NTT西日本の代理で参加させていただいています田島と申します。

○清水新エネルギー課長

長崎総合科学大学学長、池上国広様。

○池上学長

池上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○清水新エネルギー課長

東京海洋大学名誉教授、松山優治様。

○松山名誉教授

松山でございます。よろしくお願ひいたします。

○清水新エネルギー課長

以上でございます。

メディアの皆様におかれましては、円滑な進行のため今後の撮影についてはご遠慮いただきますようお願いいたします。冒頭に申し上げましたとおり、傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴していただければと思います。

続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきたいと思ひます。議事次第で表紙に掲げさせていただいておりますが、まず資料1で出席者名簿、それから資料2で配席図、続きまして資料3で協議会運営規程の案、資料4で第1回長崎県五島市沖における協議会のパワーポイントの資料でございます。資料5で当区域の概要図ということで、その後ろに参考資料で3つ、1つ目が基本方針、それから2つ目に区域指定のガイドライン、それから3点目に占用公募制度の運用指針とさせていただいておりますが、過不足は大丈夫でございましょうか。

続きまして、このうちの資料3、協議会運営規程につきまして説明をさせていただければと思ひます。

協議会の運営規程につきましては、事務局である経済産業省、国土交通省および長崎県として案をお配りさせていただいております。時間の関係もありますのでポイントだけご説明させていただきます。

まず、協議会の目的ということで、第3条、協議会は法第9条の規定に基づき、長崎県五島市沖の区域（協議区域）について、法律に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定および促進区域における発電事業の実施に関し、必要な協議・情報共

有を行うということで、具体的な協議事項といたしまして、第4条で促進区域の指定に関すること、利害関係者との調整に関すること、それから公募の実施に当たって留意すべき事項に関することが協議の内容となってございます。

続きまして、第5条に構成員ということで、別表に定める者とさせていただいております。この資料3の一番後ろに別表で掲げる形にしております。

それから第6条で、座長および副座長ということで、会の進行に当たりまして座長および副座長を1名ずつ置かせていただくということで、めくっていただきまして、座長については協議会の皆様方の互選により選任し、副座長は座長の指名により選任するというふうにさせていただいております。

それから飛びまして、第4章、協議会の運営ということでございますが、運営の基本原則として第10条、協議会の運営につきましては、法律、基本方針、それからガイドライン等の既に策定されている法令等に沿って行うこととし、こういった基本方針の中に定められた理念・ルールに沿って運営をするということを大原則として掲げさせていただいております。

協議会の運営に関して、第11条第5項ですが、先ほど申し上げましたように協議会は原則として公開で開催するものとしますが、会議の公正が害されるおそれがある、その他公益上必要があるときは会議を非公開とすることができることとしております。それから第6項で、協議会中の取材については運営に支障を来たさない範囲で認めるというふうにさせていただいております。

めぐりまして、最後、第5章で事務局ということで、事務局については経済産業省新エネルギー課、それから国土交通省港湾局海洋・環境課および長崎県産業労働部新産業創造課が協議会の事務を務めさせていただくというような形の案にさせていただいております。

では、協議会の運営規程に従いまして、座長の選任をさせていただければと思っておりますが、本協議は繰り返しになりますが、座長については互選により選任されまして、会務を総理いたします。また、副座長については座長の指名により選任され、座長を補佐し、座長に事故があるとき、また座長が欠けるときには、その部分も代理することとされております。

以上、協議会運営規程の内容および座長の選任というプロセスで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。

それでは、座長の互選に移らせていただきたいと思います。本協議会の座長についてご推薦・ご推挙はありますか。

○松山名誉教授

長崎総合科学大学の学長でいらっしゃる池上委員をご推薦いたします。

○清水新エネルギー課長

今、松山先生から池上先生を座長に推挙されるとのご意見がございましたが、このご意見にご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。では、池上先生に座長をお願いいたしたいと思います。池上先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○池上座長

ただいまご推挙いただきました池上でございます。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは早速ですけれども、この後、副座長を座長が指名することになっておりますので、ただいま推挙いただいた、松山先生に副座長をお願いしたいと思います。よろしいですか。

○松山副座長

はい。お引き受けいたします。

○池上座長

じゃあ、よろしく願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。先ほど事務局から説明いただきました議事次第では、今日予定されている議事は2つですね。本協議会の運営についてということと、それから2番目にその運営の説明を受けて意見交換ということになっております。

では、早速、事務局のほうから本協議会の運営についてということでご説明をいただきたいと思います。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。お手元の資料の4と、それから資料の5の区域の概要図を受けまして、本協議会の運営、それから意見交換の前提となる、そういう意味ではいくつかの公共財の位置づけ等についてもあわせてご説明させていただければと思います。

まず、基本的なこの資料4のほうでご説明させていただきますので、こちらのほうのパワーポイントをご覧くださいと思います。開いていただきまして、最初の洋上風力発電と、再エネ海域利用法の概要でございますが、大きく分けましてこの資料は2つの構成になってございます。まず、最初の風力発電と法律の概要に関するご説明の部分、それから後半のところでは本協議会における協議内容といった協議会の位置づけという2部構成になってございます。

まず、最初の第1部の洋上風力発電と再エネ海域利用法ということでございますが、3ページ目のところで、まず洋上風力発電の意義ということでございます。エネルギー政策の中で再生可能エネルギー、こちらは御存じのとおりCO₂対策、地球温暖化対策が喫緊な課題となっている中で、脱炭素ということでCO₂を排出しない、それからエネルギー自体が純国産というようなことで、エネルギーセキュリティ上も非常にすぐれています。再生可能エネルギー、こちらにつきましては閣議決定しましたエネルギー基本計画の中で主力電源化していくということをおっしゃっております。

そういった中でも、特にこの洋上風力発電というものは大きな規模で大きな発電量を出すことができる。それからコスト削減が可能になるということで、政府全体として大きな期待をしているところでございます。そういった位置づけの中で、こちら、3ページ目のスライドでございますが、洋上風力発電の意義ということでございます。

大きく3つの特徴を掲げさせていただいておりますが、1点目は、今、申し上げました

とおり、地球温暖化対策に非常に有効ということで、これは再生可能エネルギー全般に言えることですが、二酸化炭素の排出量というのがほとんどなく地球温暖化対策に非常に有効というのが1点目の大きな視点でございます。

それから2点目に経済性の確保というところで、再生可能エネルギーはよい電源であるもののどうしても価格が高いということが全体として大きな課題になってございます。そういった中で、こちらの洋上風力発電につきましては、洋上ということもございまして大規模に開発していくポテンシャルがあるという中で、大規模に開発できれば発電コストとして火力発電並みにもなり得るということで、経済性が確保できる可能性があるということです。今、ヨーロッパですとキロワット当たり10円以下というような価格でもどんどん建設されているところでございまして、そういう意味で非常に将来性のある発電となっております。

それから3点目に非常に重要なポイントとして、地元産業への好影響というところがございます。洋上風力発電につきましては、いったん運営が開始すると、運転、それからメンテナンスといったようなことで地元の資材ですとか雇用創出といったようなことで、地元産業への好影響が非常に期待されるところでございます。

また、発電設備の部品数が1万から2万と非常に多いということで、洋上風力発電が日本全国で育っていく中で関連産業への波及効果も期待されるところでございます。

また、資料には記載してございませんが、洋上風力発電が設置された場所が新たな魚礁になるといったことも含めて、地元への好影響といった点も指摘されているところでございます。

めくっていただきまして、今度は4ページ目でございますが、再生可能エネルギーの導入の全体の状況ということでございます。左側に電源構成を掲げさせていただいておりますが、左から2番目のところが現状でございます。再生可能エネルギーが一番左の9%というところから、固定価格買取制度も活用しながら16%というところまで来ております。こちらを2030年には、22~24%に増やしていくということになってございます。そういった中で風力発電の意義は非常に重要になってきておりますし、2050年、さらに先を見据えた場合にさらなる導入をしていく必要があるといった状況でございます。

5ページ目は、風況のマップということで割愛させていただきます。

続きまして、今度は6ページ目をお願いいたします。今までのところが洋上風力発電の意義というところでございますが、続きまして、今度は法律の概要の説明をさせていただきます。

ければと思います。

洋上風力発電は海域を利用するわけですが、左側、法律の成立以前の状態における課題ということでいくつかございます。

特に大きなポイントとして、まず課題の1点目ということで、一般海域については海域を利用するルールがなかなか決まっていないということで、洋上風力発電設備をいったん設置すると20年、30年と稼働していく中で、その部分のルールがないとなかなかビジネスが進まないというのが1点目の課題。

それから2点目に先行利用者との調整の枠組みがないということで、先行利用者との調整がなかなか進みにくいといったことがございました。

それから3点目に高コストというようなことで、現状ではコストが非常に高いといった点がございます。右側に進んでいただきまして赤枠の囲いのところ、これは今回、まさに法律の中でしっかり手当していこうといったところでございますが、今回、後ほどご説明いたしますけれども、協議が調った区域については促進区域として指定をするということで、指定された区域については長期の占有が可能になるということで、「30年間利用していいです」ということについてお墨つきを与えることで安定的な事業ができるようになるというのが、法律の大きな柱でございます。

続いて赤枠のところの中の2つ目の箱ですが、先行利用者との調整につきましては、法律の中でも関係者との協議の場である協議会の設置ということをも明記いたしまして、地元調整を円滑化していくというルールになってございます。まさにこの協議会というのが、本日お集まりいただいているこの場でございます。これによって事業者様の予見可能性を向上させて負担を軽減するというところでございます。

3点目に、事業者様については公募で選ぶという形で競争を促してコストを削減していくというようなことが法律の大きな枠組み・柱になってございます。

7ページ目に移りたいと思います。7ページ目で、今度は法律の手続きの流れについて簡単にご説明をさせていただければと思います。

一番左のほう、政府による基本方針というのは、冒頭に申し上げましたとおり、既に策定済みでございまして、現状、この一番左から2番目のところに移るフェーズでございまして、次に、今度は促進区域の指定をするということで、まさにこの区域について洋上風力発電設備を設置していこうという区域の指定というのが、この左から2番目の赤いところ。この区域の指定を終えますと、続いて国のほうで公募のルールになるような公募占有指針

というものを作成いたしましたして、それに基づきまして事業者様のほうから計画を提出していただく。出していただいた計画の中から適切な事業者を認定していくというのが、この緑色の大きな公募に基づく事業者選定というフェーズでございます。こうしますと、事業者が選定される中で、F I Tの認定ですとか占用の許可ということで、具体的なビジネスが動いていくという大きな流れになってございます。

戻りまして、その促進区域の指定という左から2番目のところの下に矢印があると思いますが、この区域の指定に当たりましては、区域の状況の調査ですとか関係行政機関の長との協議といったものに加えまして、今は先行利用者様のご意見というのを協議会で聴くというようなフェーズになりまして、今回、これがとりまとまった後に区域の指定をして公募に進んでいくというのが大きな位置づけでございます。

続きまして、8ページ目でございますが、今の大きな流れの中の一番最初にございました基本方針の部分、参考資料でもお配りしておりますが、その中で書かれております再エネ海域利用法の目標というものがございます。4つの目標を掲げております。こちらにつきましては、今後の区域指定や今回の協議会の運営も含めた法律の運用の大原則といったような位置づけになってございますので、こちらの部分についてご説明させていただきます。4点ございます。

まず1点目に、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現ということでございます。ほかの再エネ事業と同様に、固定価格買取制度のもとで電気料金の価格に上乗せさせていただき国民の皆様方に払っていただいて事業をしていくというのが再エネ事業の仕組みになってございます。本件につきましても、そういった仕組みのもとでございまして、国民負担を最大限に抑制していくためにも、よい競争をして効率的な発電事業を実施していくというのが1点目の大原則でございます。

それから2点目に、海洋の多様な利用等との調和ということで、漁業等との共存・共栄をしているような発電事業をしっかりと実現するというところで、こちらの部分については共存・共栄といったことを明確にうたっているところでございます。

それから3点目に、公平性・公正性・透明性の確保ということで、こういった点をしっかりと確保することとなっております。

それから最後に、計画的かつ継続的な導入ということで、1回きりになるというのではなくて、中・長期的に日本全国で洋上風力発電の市場がつくられていくことが重要だということになってございます。こういった効率性、それから共存・共栄、公平性・公正性

といった原則を満たすような形での促進区域の指定・公募をしていきたいというふうに考えております。

めぐりまして、続きの9ページ目のところは、促進区域の指定というプロセスでございますが、少し詳細な部分になりますので割愛させていただきます。

続きまして、今度は10ページ目のところが、こちら冒頭に申し上げましたとおり、7月30日に4つの区域を協議会の組織等を直ちに開始する有望な区域と整理いたしまして、そのほか7つの区域、4つの区域を含めた合計11の区域について一定の準備が進んでいる区域等と整理させていただいたところでございます。

続きまして、今度は11ページ目のところでございますが、促進区域の指定基準というところでございます。今回の協議会がとりまとまった後は、促進区域の指定というプロセスに進むこととなりますので、区域の指定がどういう要件になっているのかという点について少しご説明させていただきたいと思っております。

6つ、区域の指定基準というものがございます。

まず第1号で、自然的条件と出力の量ということで、自然条件が適切かどうか、それから出力の量が相当程度に達する法律的な事業が行われるようなものであるかどうかというところが1点目の要件でございます。これに関連いたしまして、お手元の資料5で五島市沖の区域の概要図を載せさせていただいておりますが、めぐっていただきまして、図表1が位置図、それから図表2で自然的条件—風況とございますが、風力発電には平均的な風速が大体7メートル以上のところが適地といわれているところでございまして、今回の五島市沖の区域、この「点」で描かれた区域については、そういう意味では自然的条件が適しているといったことが、こちらのほうで確認できるかと思っております。そのほか、めぐっていただいて、水深についても③のところ参考のデータとして載せております。

続きまして、この第2号で航路等への影響ということでございますが、航路および港湾の利用、保全および管理に支障を及ぼすことがないといったようなことが要件となってございまして、同じく図表の④のところ航跡を掲げさせていただいております。この部分については、ご議論の中で先行利用者の方々からもまたご意見をいただければというところでございます。

それから、第3号で港湾との一体的な利用ということで、当該区域と当該区域以外の港湾を一体的に利用することが可能なエリアであるということで、必要な港湾がしっかりと存在するかどうかというのが3点目のポイント。

それから4点目に、今度は系統の確保ということで、発電した電気をしっかりと系統に接続するための系統が確保されているかというのが4点目。

それから5点目に漁業への支障ということで、発電事業の実施が漁業に支障を及ぼさないかという点でございます、この点についても協議会においてご議論・ご検討をいただく事項かと思っております。

最後に第6号で、ほかの法律における海域および水域との重複ということで、こちらも同じく資料5の一番最後のページで、港湾区域、漁港区域、海岸保全区域といったほかの区域との重複といったことについて確認が既に行われているところでございます。この6号について問題がないと国のほうで判断をした上で促進区域の指定をするというのが大きな流れになってございます。

区域の指定を行いますと、その後が公募のプロセスになります。12ページ目のところで公募のプロセスについて書いておりますが、ちょっと詳細になりますので、必要がございましたら後ほど説明させていただくということで割愛をさせていただきます。

次に13ページ目で、公募の際の評価の全体像でございます。公募の評価に当たりましては、13ページの一番上の四角の中の一番上のところでございますが、法律の15条、選定のときの考え方として、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために、最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定するというふうに法律上明記されていることを踏まえまして、供給価格というものを最も重要な要素としつつ総合評価をするということで、価格を重要な要素とすると同時に、先ほど申し上げましたような地域との共存・共栄ですとか、しっかりと事業を実施できるといったことも重要でございますので、価格と事業実現性に関する要素を1対1というふうな配点にしつつ、事業実現性の部分については、事業の実施能力、それから地域との調整といったことについて2対1というふうに全体の配分をした上で、地域との調整の部分については、ご地元の長崎県からのご意見というのもしっかりと踏まえた上で全体を総合評価していくというのが公募におけるルールとさせていただいております。

それから、最後、14ページ目のところでございますが、促進区域内における占用については国土交通大臣の許可が必要というふうになってございますので、先に全体を私のほうから説明させていただきまして、14ページについては後ほど押切調整官のほうから補足いただければと思います。

次のページ以降が先ほど申し上げました第2部のほうで、今般の協議会についてという

ことで、協議会の位置づけでございます。

めくっていただきまして、16ページ目でございますが、協議会の法律上の位置づけということで、法律上の条文でございますが、まず1つ目のポツにありますけれども、協議会とは何かということについては、経済産業大臣、国土交通大臣、関係都道府県知事は促進区域の指定および発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる、と法律で規定されてございます。その中で、最後の4つ目のポツでございますが、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないというふうに法律上位置づけられているところでございます。

めくっていただきまして、17ページ目でございますが、協議会の運営についての法律の下にあります基本方針のほうで具体的にいくつか記載されておりますので、そちらの抜粋でございます。協議会の運営に関する事項、これは基本方針の中ですので、いきなり(2)ということ掲げております。

まず、①で協議会の設置についてとありますが、こちらは省略させていただきます。②で協議会の運営についてということになってございます。太字で下線が引いてあるところですが、まず協議会の運営について関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者および海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要があるというふう書いております。

それから2つ目のパラのところで、国のほうから海域の利用に関し必要のある情報の提供を行いつつ、協議の円滑な進行に努めるとともに、地域・利害関係者から提出された意見については十分に配慮することとすると書かれております。

それから3点目で、経済産業大臣および国土交通大臣は、漁業、地域との協調のあり方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針に反映することなどにより、その協議の結果を尊重することとするという形となっております。

それから一番最後のところで、さらにというところですが、冒頭に申し上げましたけれども、透明性確保等の観点から協議会は原則として公開で行うこととするというのが基本方針でございますが、基本方針自体は閣議決定されておりますので、政府全体としてこういう方針で行こうというような大原則が定められているところでございます。

めぐりまして、次に18ページで、具体的な今の基本方針等も踏まえた運営ということでございますが、基本方針案の下にあります経済産業省と国土交通省で定めたガイドラインの中では、具体的には利害関係者との調整ですとか、あとは公募に当たっての留意点と

いったことについて、協議会において主に具体的な議論をしていただくことになるのではないかとふうになってございます。具体的なアジェンダというか論点については基本的には協議会の皆様方でお決めいただくものではございますが、例えば以下のような論点について協議を行い、必要な部分については協議会のほうで調整していただくということを想定しております。促進区域の場所、規模、設備の設置位置といったことが適切かどうか、それから、発電設備の建設・設置に当たっての留意点があるかどうか、それから、実際に建設した後の運営に当たっての留意点があるか、例えばメンテナンスの時期だとか手法だとか、それから、漁業協調、漁業影響調査のあり方といった点について、というものを協議会における議論の論点例とさせていただきます。

促進区域の規模につきまして、19ページ、20ページとございますが、こちらは割愛させていただきます。

最後に21ページのところで、漁業との協調・共生のあり方ということについては、この協議会で必要な部分をご議論いただきつつ、最終的にはどうなっていくのかという大きな流れでございますが、左側、全体の流れは、冒頭にご説明させていただいたような協議会を開催いたしまして区域を指定し、その後公募した上で事業者を選定するという大きな流れになってございます。

協議会でご議論いただいた上で、3つ目の箱のところですが、公募占用指針、公募ルールの中で、協議会で協議が調った事項については公募占用指針に記載するという一方で、ある種公募のルールみたいな形になってきますので、協議会としてこういった点について留意してほしいとか、こういったことを前提とした発電事業を行ってほしいといったことが決まりましたら、そのことについて公募ルールの中で明記をするということになります。

それも踏まえまして事業者様のほうで計画を提出していただいた上で、最終的には事業者様自身もこの協議会の構成員のメンバーということでご参画いただいた上で、最後、具体的な発電事業を始める段階でも、占用許可について改めて事業者様のほうで関係漁業者からのご了解を得ることが条件で事業を進めていくというような形になってございます。

それを大きく分けると、今、この協議会というのは、今後の区域の指定・公募に向けて、事業者様がまだ決まらないという前提で区域全体としてのルールをどうしていくのかというのがこの場でございます。その上で、事業者様が選ばれた後には、協議会にも参画いただきつつ、さらに必要な協議を進めていくというのが大きな流れになってございます。

私のほうからは、まず以上をご説明させていただきます、続いて押切調整官、お願いい

たします。

○押切特定離島港湾利用調整官

国土交通省の押切です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、促進区域指定後の海域の占用についてご説明いたします。資料の14ページをご覧ください。

再エネ海域利用法第10条第1項に基づきまして、促進区域内海域において占有を行うためには国土交通大臣の許可が必要となります。同じく同条第5項において、促進区域内海域の利用もしくは保全または周辺港湾の機能の維持に必要な限度において条件を付すことができることとされております。これに基づきまして、国土交通大臣が占有許可をするに当たっては、選定事業者が発電設備を設置するまでの間に協議会の構成員となっております関係漁業者の皆様のご了解を得ることを許可条件とすることになっているところでございます。

次に、占有許可の対象とならない行為でございますが、漁業に関する行為につきましては基本的に一時的なものであり占有許可を受けることは必要としないと考えております。この漁業に関する行為については、漁網等の設置も含まれるものとしており、養殖に用いられる容易に移動可能なものや定置網も対象になります。なお、漁業用工作物や魚礁設置などについては占有許可が必要となる場合もございます。

いずれにしましても、漁業に支障を及ぼさないことが促進区域指定の前提でございますので、促進区域内であっても基本的にはこれまでと変わらず漁船の通行や漁業活動は可能であると考えております。

最後に、占用料については発電設備の投影面積およびチェーン等の長さに基づき算定することとしており、公募を開始するまでに公表することとしております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○池上座長

はい、どうもありがとうございました。清水課長、それから押切調整官のお二人にご説明いただきました。だいぶ盛りだくさんだったんですけども、ちょっと復習しますと、まずは洋上風力発電導入の意義ということで、この辺はもう、今日ご出席の委員の方は十分御承知のことだと思えます。

あとは、再エネ海域利用法の概要はどういうことなのかということで、その辺の基準だとか、それから占用計画をどういうふうにやっていくのかといった全体のプロセスだとか、そういうことなんですけれども、今から議論を進めていく上で重要なのは、結局、そもそもこの協議会の役目といいますか、役割はどういうことかということをお復習したいと思います。

これにつきましては、資料4の18ページ、協議会の運営についてということでございますけれども、やはり上には大きく3つありますが、まず、この協議会では洋上風力発電の導入を進める有望な海域ということで、崎山沖が促進区域の指定を受ける非常に有望な位置にあるわけなんですけれども、この崎山沖がそういった促進区域の指定を受けるためには、まずは今日ご出席していただいている皆さん方の合意が必要になるわけです。ということで、その合意をするための意見調整。今の崎山沖をそういった促進海域にすることについて、それぞれの立場から、それは困るとかいろいろなことがあると思います。質問も含めて、そういったことをひとつこの協議会でやるということ。

それから、促進区域の指定を受けた後、今度は具体的に洋上風力発電事業者の公募に入るわけなんですけれども、そういった事業者の公募に際して、事業者に対して特にこういったことは配慮してくれと、例えば今日はNTTさんがお見えなんですけれども、結局ケーブルなんか係留アンカーと引っかけたりしないようにしているということですね。いろいろなそれぞれの立場から、そういった事業者に対する要望といいますか、それは当然、公募の指針の中に入るわけですから、そういったことについてご意見をいただくということ。この協議会の役割・役目としては、大きくその2つがあるのではないかと思います。

まず促進区域指定ということで、それぞれが合意をしなければいけないけれども、その合意について何か懸念材料・懸念点がないかどうかということが1つ。それから、今度は指定された後、今度は発電事業者を公募で選ぶだけけれども、それに際していろいろな留意点が出てくるのではないかと思いますので、懸念点といいますか、そういったところはどういったものがあるかということを出していただく。この2つがこの協議会の大きな役目だと思っているんですけれども、清水さん、そういう理解でいいですか。

○清水新エネルギー課長

はい。

○池上座長

ということで、今日は第1回ということで、今日お見えの委員の方は、やはり何をやるのか、どうなるのかよくわからないような状態で来られているんじゃないかなと思うので、すぐ何か意見を言えといってもなかなか出にくいんじゃないかなと思います。ただ、一応、この協議会は2時間を予定していますので、今の清水さん、それから押切さんの説明を反芻しながら、ぼちぼちどんなことでも、まず質問からが一番いいかなと思いますけれども、出していただきたいと思います。

今日、せっかく皆さんにお出でいただいているので、少なくとも一言はここで発言していただきたいと思っているので、まずは五島市の副市長さん、いかがでしょうか。何か市としての考えといたしますか、意見、どんなことでもいいんですけれども、何かありませんでしょうか。

○吉谷副市長

まずは五島市の状況をお話させていただきたいと思います。

五島市は地域資源を活かしました地方創生の主な取り組みといたしまして、世界遺産登録の推進でございまして、もう御存じのとおり昨年の7月に世界遺産登録をされました。

2点目がマグロの養殖の基地化でございまして。これはもう、既に大手業者が実用化をして出荷をいたしております。

3つ目が樁を使った地域の振興でございまして、来年の2月に国際樁会議と全国樁サミットを開催しようと、今、準備を進めているところでございまして。

4つ目が、今日の議題となっています海洋再生可能エネルギーを使った地域の活性化でございまして。もう既に戸田建設さんが実用化、そして発電を行っているところでございまして。

この4つを4大プロジェクトとして五島市は取り組んでおります。地域資源であります再生可能エネルギーですけれども、もう既に関連企業が9社、雇用も70数名の雇用が発生いたしております。この地域資源であります風を最大限に生かしまして、漁業と共生をしながらエネルギーの島づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池上座長

4つ目のエネルギーの島ということで、今から進めていこうとしている洋上風力に関しては、要望とかこういったことを配慮してほしいとか、何かございませんか。

○吉谷副市長

先ほども申したとおり、うちのほうではもう既に業者さんが実用化を行っておりますので、そこら辺へのご配慮とか、あとは、うちはまだこれから10基程度のウィンドファームというのを考えておりますので、そのつくった電気を本土に流す系統を強化することが必要となっております。

○池上座長

系統連系ですね。

○吉谷副市長

はい。ちょっとまだ少ないということなので、ぜひ、そちらのほうにも支援をしていただけないかなというふうに考えております。

○池上座長

系統連系は重要な問題だと思うんですけども、その辺、何か国のほうで方針はございますか。

○清水新エネルギー課長

はい、ありがとうございます。系統につきましては、先ほどまさに資料の中でもご説明させていただきましたが、11ページの指定基準ということで、この中の第4項というところで系統の確保が1つの指定基準になってございます。そういう意味では、発電されたものをしっかりとつなげる系統がある、逆に言うと、ないとなかなかつくりようがないという条件になってございます。

資料5の概要図の1枚目のところでございますが、図表①ということで位置図がございまして、一番下のところで区域の規模や2万キロワット相当の想定と書いてありますが、この位置図区域についてはご地元、長崎県さんのほうから情報提供をいただいたものでございます。国のほうでもこの区域における系統の確保の状況について関係者のヒアリング

等を通じて確認しているものとして、今回少なくとも約2万キロワットというところまでは既に確保されているのかなというふうに我々としては判断をしております。県のほうから情報提供をいただいているサイズとしても、大体その程度だと思っておりますが、このサイズまでであれば、今回の区域の指定という意味においてはまず大丈夫かなというふうに思っております。

あわせて、今、副市長からお話があったのが、さらなる拡大に向けたときの系統の確保ということでございますので、その部分は、願わくば本協議会の第2の協議会が生まれることを期待して、そこに向けて国のほうでもしっかりと議論・検討をしていきたいと思っております。

○池上座長

はい、どうも。よろしいですね。はい、わかりました。

あとは、熊川さん、どうでしょうか。漁業者の立場から。

○熊川組合長

今日、協議会があるということで、私はここに来てびっくりしました。構成員だけかなと思っていたんですけど、こんなに多くの方がいるのかと。それほど注目を浴びていることの1つかなということで、遠くから来ていただいたみなさん方に改めてお礼を申し上げます。

先ほど、副市長からもご報告がありましたように、五島市においては環境省の実証事業を受けて、今、崎山沖にその1基を移して既に利用が始まっているということも含めて、先ほど課長から説明がありましたが、私は漁協の組合長という立場から申し上げますが、あくまでも漁業者と事業者、これが共存・共栄でないと私は漁民を説得できません。お互いによくなることであれば、当然、我々も漁業者にご理解いただくために全力を尽くすということが大前提でございます。

したがって、こういった気持ちで取り組んでおるところでございますが、私が一番期待しているのは、池上先生のほうが詳しいと思いますが、今、実証事業のあれが浮体式洋上風力発電ということで70メートル海中に沈んでいるんです。私の感覚なんですが、普通の魚礁と違って70メートル沈んでいるということで、その水深ごとに、小魚も含めていろいろな魚が、それにまた大きな魚がついている。今の1基のことでこれを知ってい

る人は「何基でも建ててください、そこに魚が集まりますので」というご理解をいただいている漁業者の方々もたくさんおります。

そういったことで、今、副市長が言ったように、今後あそこにさらに設置するならば、そこにまた水産部の力を借りて魚礁を設置していただいて、そしてあそこを海洋牧場にしておいてそこで魚が釣れるような形にさせていただければ、1人でも2人でも若い人たちが「俺も漁業をやりたい」という形をいわゆる日本の1つのモデルとして、地域として、私は漁業者を大事にする。そういったものを、日本で初めてのものをこの五島につくっていただければというような気持ちを持っております。

そしてまた、今日、説明を聞きまして本協議会の立ち位置がわかりましたので、そういった気持で、我々は今後とも行政と力を合わせて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○池上座長

ありがとうございます。今、熊川さんからあったのはこれですけれども、最終的に発電事業者、促進区域の指定とは次の段階です。事業者を公募する段階でそういったところ、事業者に対する要望というか条件というか、そういったところで、今、熊川さんをご指摘、提案していただいたようなことを加えるといったことも1つの課題としてあるかもしれませんね。

○熊川組合長

ちょっともう1つ。事業者ということで、僕は一番大事なのは漁業者との信頼関係だと思うんです。この人たちならオーケーという既に信頼関係ができているので「わかった」と言えるのか、また改めて来たときに「それでいいのか」と。要するに、やっぱり信頼関係。僕の感覚ですけれども、みなさん御承知のように、たまたまここが環境省の実証事業で既に信頼関係を得ているのかなというふうに理解をいたしております。

○池上座長

はい、非常に貴重な意見をありがとうございました。ただ単に何か対策を打ちますというのではなくて、やっぱりそれまでの、あくまでも事業者と漁業者とのお互いの信頼関係

のもとに成り立つんだということですね。

大久保さん、どうですか。

○大久保組合長

すべて熊川さんから言われてしまいましたので、私も同じ立場として、まず漁業との共存・共栄というのが重要であるというのが大前提であります。なおかつ、ちょっと気になっているのが、洋上風力を設置すると集魚効果があるという面も、実際、今のデータでわかっていることです。

ただ、そうなると、今、私たちの五島では磯釣りがほとんどメインであるんですけども、今度は船釣りをする遊漁船とかそういうのが出てきた場合に、私たちは漁民の代表ですので漁船を守るという中で、トラブルですとかそういうのが発生する可能性があるので、そのルール化というのを検討する必要もあるのかなと思います。

○池上座長

促進区域内での漁業のやり方としては、先ほど、押切さんの説明では自由にやってよかったですね。その辺、何か制限とか考えられますかね。

○押切特定離島港湾利用調整官

先ほど説明させてもらったのは、現状の状況については促進区域に指定されても特に問題はないだろうと思っております。今のご提言・ご意見はさらに遊漁船という新しい形の方が増えるということでございますので、それについては言われたとおり、今後ルールづくりをしっかりと議論させていただいて、事故等が生じないようにやっていければと思っております。

○池上座長

前回、私もちょっと絡んでいたんでよくわかっているんですけども、魚礁効果がある、魚が増えるということで、実証実験のときには800メートルぐらいでしたっけ……、半径400ね。その区域は安全上漁業を自粛してくれということだったんですけど、ところが、全然よその漁協の方たちがここの中に入ってきて、それで結構やっておられたことがあって、風力発電との接触とか何とか、そういった危険があったんです。ただ、それを

だめだという法律的なといいますか、あれはできなかつたんですね。新しい海域利用法と
いうのができましたんで、今後その関連で何かできないかどうかということが、やっぱり
1つの検討材料としてはあるんじゃないかなという気がしますね。

県まきさん、いかがですか。

○柳村専務理事

熊川組合長さんがおっしゃったことに尽きるかなと思うんですけども、まき網組合と
しての立場はちょっと違うところがあって、ご説明を申し上げます。

魚礁化ということで、こういう大きな構築物を浮かべると、きっとお魚も集まってくる
んだろうな、きっと集魚効果もあるんだろうなと思うんですけども、ただ、まき網とい
う特徴からいけば、昼間の操業じゃありませんので、海面にこういう大きな構築物ができ
てしまうと、夜操業するということが非常に難しくなるというのがございます。

それから、網の規模でいえば1回しで1キロを超えるようなものを打ちまわしますので、
海域を直径1キロぐらいの円周で操業するような可能性も出てくるんで、例えばたくさん
風車ができてしまうと、なかなかその部分で操業ができないということになってしまいま
す。魚がいても操業はできないという感覚になりますので、そのあたりを事業者さんとど
のぐらい協調ができるのか。

それからどのぐらいの風車が、置き方というんでしょうか、何基できるのかとか、具体
的に事業化されていくときに、うちの漁業者さんが理解できるのか、もしくは協調でき
るのかということに多分尽きていくんだらうなというふうに思います。

この区域でいけば、地元で奈留町の組合長さんがおられますけれども、地元の中・小型
まき網はもちろんなんですけど、大臣許可の80トン型というのが、多分、今造成されてい
る区域はほとんどかかってくるところに入ってきますので、そのあたりでどのぐらい事業
者さんと信頼関係をもって協調できるのか、詳細は情報等を含めて、協調できる部分は協
調していくというのがスタイルなんですけれども、情報をこまめにいただきたいというこ
とと、意見をぜひ吸い上げてほしいというところがありますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

○池上座長

今のあの促進区域、ま、促進に決まったわけじゃないんですけども、可能性があるわ

けですね。

○柳村専務理事

そうですね。一本釣りとかはえ縄というのは、ほとんど漁場が決まっています、そのポイントはその漁場だよ、いつもそこで操業するんだよというのがあるんですけども、まき網の場合は魚群がどこにあらわれるかというのがわからないので、この区域が必ずこの漁場になりますということではありませんけれども、例えば季節によって限りなくこの区域に入ってくる可能性はありますので、そのあたりをぜひ理解いただきたいなと思います。

○池上座長

はい、貴重な意見をありがとうございました。その点はなかなか難しいですね。漁業の協調というところでも。

あと、今、漁業関係を言っているんですけども、順繰りとしたら、今度は運航のほうはどうでしょうか。

○木口副会長

木口でございます。旅客船事業者という形で協議会に参加をさせていただきました。

資料5、こちらの航跡の図には記入されておりませんが、ここの陸上のケーブル接続部分から現在の発電施設までの部分を黄島海運さん、黄島・赤島航路ですね。こちらが航跡図。航跡図を、この線とは別に離島航路が1航路ございまして、黄島・赤島航路さんとかでございますが、現在、支障はないということでございます。その後のことは今、この場ではございませんでしょうが、その後、ウィンド・ファーム化されても問題はないということでございます。

それと、私も市議会の一員として、6月議会でこの再生エネルギーについて質問させていただきましたので、協議会そのものから少し外れるかもしれませんが、発言させていただきたいんですけども、ぜひこの協議会のスムーズな進行のもとに崎山沖を占有海域に選定していただければというふうに思っております。

それには、五島市がこれまで洋上風力の部分で全国のトップランナーのような役割を果たしてきたという自負もございまして、そして、先ほど組合長の皆様からの発言もありま

したが、漁業関係者のご理解もおそらく最も進んでいる地域ではないかなというふうに思っております。今後の地域活性化のため、あるいは雇用創出のために、この事業の役割は大きいというふうに思っております。

その上で、先ほど熊川組合長さんがおっしゃられた、今後、漁業者の理解を得ていくためには、ぜひ所得が増えたとか魚礁の効果が見える形で示していただくことが第1ではないかなというふうに思っております。魚礁の効果は、新しい事業者さんが事業を行われても、その事業者さんだけでは達成し得ないのではないかな。漁業者に対する共存のあり方というのは、単のその占有海域だけではなくて、その付近海域も含めて、ぜひ漁業者に恩恵が及ぶような施策を国・県・市あわせて考えていただきたいというふうに思っております。

その後のメンテナンスとかの経済効果は、やはり事業者さんが占める部分が大きいと思いますが、この魚礁効果を高めるということは、五島市沖のみならず、今後の再生可能エネルギー、洋上風力発電事業の大きなテーマではないかなというふうに思っております。

それともう1点は、私は、ぜひこの再生可能エネルギーあるいは洋上風力発電の占める割合を、22、24よりもっと高める目標をしっかりと主張していただきたいというふうに、今後の温暖化対策も含めて、そのことをぜひ力を込めて今後の国の施策に反映していただきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○池上座長

はい、どうもありがとうございました。一応、ずっと漁業関係者からのご意見をいただいたんですけども、やはり今日は非常に前向きな積極的な意見が多いんですが、それはとりもなおさず熊川組合長さんがおっしゃった信頼関係なんですね。もう10年近くずっと、漁業者の方たちと現在動いている事業者との間で培っていた信頼関係というのが根本にあるからですね、非常に前向きな積極的な意見をいただいているんじゃないかなというふうに思ひます。

あと、今日お見えでは、NTT、何かございますか。

○田島設備管理担当

NTTでは、現在、海底通信ケーブルを敷設させていただいておまして、漁業者様にも非常にご協力をいただき、事業を進めているところがございます。どちらかといいます

と、今後、電力事業者様として選定される会社と同じ立場になってくるかと思いますが、地図を拝見させていただいたところが、既にNTTが敷設させていただいている福江と長崎を結んでいる海底ケーブル、おそらくこちらがあるところかなと考えております。資料にもありましたが、西海市で既に一定の準備段階に進んでいる区域として整理された場所にNTTのケーブルがございます。そちらも風力発電の関係で、現在、弊社と電力会社様との協議を進めている状況もございます。

NTTとしましては、これらの風力発電に関して既存の設備に配慮いただいた上で対応いただければ、先ほどのお話にもありましたように、皆様との信頼関係という形で進められればと思っております。

また、設置に向けたルールとして、海底ケーブル補修、メンテナンス等を行うに当たり、風車が仮に倒壊した際にケーブルへの損傷が出てしまわないよう、離隔などこういった形で風車を設置するかというところを、協議させていただく必要があります。国際的な海底通信ケーブルのルールもございますので、そういった基準が満たされていれば、我々としては支障がないものと思っております。今後、事業者様を含めまして、ぜひ協議のほうをさせていただければよいかと存じます。

○池上座長

現在、ここに示されている位置では、やっぱり、ちょっと何かが……。

○田島設備管理担当

そうです。詳細な座標等がないと正確なところは言えませんが、ちょうど福江・長崎間の海底通信ケーブルがこの近辺に既に設置されております。あとは占用の関係に関して、既存の設備が、どのような形で影響を受けるかということも、今後、あわせていろいろとご提示いただければと思っております。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございました。そういう意味では、まさに詳細な座標軸なんかも提示させていただきながら、第2回に向けて、もう少し具体的にここを避けてほしいとか、むしろこういう離隔距離なら大丈夫とかということ、多分、まさにそれがこの協議会の場でございますので、そこはまたよく県とも相談させていただきながら、次に向けた準備をさせて

いただきたいと思っております。

○富樫計画官

水産庁計画課、富樫でございます。私のほうからは2点ございまして、先ほども資源エネルギー庁の清水課長からご説明があったとおり、今回の制度、基本方針では、この協議会において漁業影響調査の実施およびその手法、漁業との協調のあり方について議論されることになっております。次回以降、こういった議論が進んでくるかと思っておりますので、その際は丁寧な検討をみなさんをお願いしたいと思っております。

もう1点なんですけれども、熊川組合長もおっしゃったとおり、すでに実証機もあることから、この海域の漁業者は洋上風力に関して相当な理解が進んでいると私たちも思っているところなんですけれども、先ほど魚礁の設置をお願いしたというお話があったんですが、今回の制度では漁業協調策については選定事業者が行うというスキームになってございます。

そういったこともありますので、改めて関係漁業者に必要な制度全般の勉強会なんかをやっていたほうが、次に向かっていいのではないかというふうに思っておりますので、長崎県および関係省庁におかれましては、協議会以外の場においてもそうした勉強会をして、次回以降、しっかりとした主張ができるような態勢をとっていただけるようにしていただければというお願いでございます。

以上でございます。

○池上座長

はい、どうもありがとうございました。その辺、誰か、何かありますか。

○三上政策監

ありがとうございます。長崎県としましても、海に多く囲まれた場所ということでございまして、今後、海洋を中心に再エネ分野での産業振興、地域の活性化ということを考えてまいりました。洋上風力発電につきましては、風力発電の機器本体のみならず、整備やマネジメント、人材育成も含めまして、すそ野の広い産業と認識しております。欧州ではそうした地域における産業拠点が幾つもあると聞いておりまして、ここ長崎、それから五島を中心としてこういった産業を活性化していければと考えているところでございます。

ただし、この導入を進めるに当たっては、既存の海域利用者のご理解をいただくことが非常に重要だと県としても考えております。今回の協議会の間でもいろいろなご意見がございましたけれども、先ほど熊川会長からもございましたように、信頼関係を構築することが非常に大事でございますし、ここまで得られてきた関係というのは一朝一夕ではなかったと、もう本当に年月を通じて構築されてきたことだと思います。今、水産庁の方からもございましたけれども、勉強会を通じてさらに関係者の理解を高めていくということをやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○池上座長

はい、よろしくお願いいたします。先生、何かございますでしょうか。

○松山副座長

五島沖洋上風力発電の話は初めて聞かせていただきましたが、五島沖の委員会が非常に進んでいること、みなさんの洋上風力に対する理解が非常に進んでいるとことを強く感じました。私は銚子沖の洋上風力発電、浮体式ではなくて着床式ですが、実証実験の、生物や環境への影響調査の第三者委員会の委員をさせていただきました。銚子沖も漁業者等の理解がかなり進んでいるんですが、海域をもう少し広げようとする、いろいろな意見も出てくると感じてきました。五島沖は非常に皆さんの理解が進んでおり、さきほど組合長がおっしゃったように、ぜひ日本の洋上風力発電ファームのモデルになるような地域にしていれば大変ありがたいと思います。

今、原子力の問題にしても、やっぱり福島の問題や、使用済み燃料の処分の問題で、国民にとっては非常に不安な問題があります。やっぱり将来的には原子力は縮小していく方向、なくしていく方向に考えなくちゃいけないと思っている。石炭火力発電については、CO₂の問題があります。私は海の研究者ですが、海の温暖化が進んでおり、これは何とかしないとイケない。海の温暖化は進んでしまうとなかなか元に戻れないという状況になります。海洋再生エネルギーを利用することの重要性を非常に感じております。

昨日、ノーベル化学賞を受賞された吉野先生の記者会見でありましたように、今後、蓄電池が急激に進むことになれば、うまく蓄電池を活用し、洋上風力発電と組み合わせれば、再生エネルギーを上手く利用でき、大きな成果が出るのではないかとというふうに期待しています。

漁業について言いますと、まき網漁業とかトロール漁業とかは、実際にやられている方にとっては、洋上風力発電施設があると邪魔になるというような考えがあるかもしれませんが、それについては如何にして共生を図るか、漁業協調という問題をクリアしていくためにどうするかということ、今後考えていかねばならないと思っています。

私も、海洋や水産と関係する大学に長いこと勤務しましたので、自分の経験を活かすこと、資料を集めること等で、協力できるところはしていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○池上座長

はい、先生、どうもありがとうございました。

今日のこの場は、ここ10年間の積み重ねなんですね。いろいろと水産庁のほうからも勉強会をさらに進めるのはどうかという提案をいただいておりますので、やはりさらなる漁業との協調のあり方ということについては、もうちょっと議論を進めていく必要があるのかなと思います。

あと、ほかに何か意見はございませんでしょうか。

ちょっと私のほうから1つ。今、協議会とパラで、国の詳細調査が行われているわけですね。促進区域の指定プロセスの中で。その辺の情報は、どんなことがどういうふうに行われているか。

○押切特定離島港湾利用調整官

国のほうでは、風況と海底地盤の調査をやることになっています。私は海底地盤の調査を担当しております、調査内容については基本的な地形と地質と地層、この3点を確認するということにさせていただいております。

具体的にこの海域につきましては、来週から入る予定ですが、地層を確認するための音波探査、それと表層のほうの土質の性状を確認するためにサンプリングをさせていただいて分析をしたいと思っています。

この2つの調査で、一応、海底の状況が確認できるのかなと思っています。

○清水新エネルギー課長

風況につきましては、今回の資料でも示させていただいた5ページ目になります。こちら

らは日本全体の風況の資料となっておりますが、その上で今回の指定を受けて詳細なデータを具体的にどういう形でとるのかということで、今、関係者で協議を進めております。かつて環境省さんのほうでもこちらのほうでやられていると思いますので、そのあたりのデータの活用、有効利用なんかも視野に入れながら関係省庁と連携してやっていきたいというふうに思っております。

若干、補足になりますが、おそらくこの第1期、今回の有望な地域については、促進区域の指定のタイミングまでに国のほうの調査が必ずしも間に合わない可能性がどうしてもございます。一方で、先ほどお話がありましたとおり、それを待っているとまた時間がかかってしまうところもございます。参考資料の2のガイドライン15ページの「協議会の運営・設置と区域の調査」のところの(3)で「当面の運用」というのがございます。

当初の段階、候補地については特に、この15ページの(3)にあるとおり、風況等について実測等が間に合わない部分もございますので、NEDOの、このお示ししている風況シミュレーションマップを活用しながら、区域の指定として間違いなく「ここは大丈夫」というご判断をいただきつつ、併行して風況の調査を行いながら具体的な事業化に向けた参考になるデータを集めさせていただく。そういった流れも想定しております。

そういう意味で、風況・地質ともに、国のほう、国土交通省と一緒に事業化のための前提になるデータというのは調査を進めたいと思っております。

○池上座長

はい、わかりました。ありがとうございます。それでは、この協議会としては、我々それぞれの立場からの意見を述べてということでもいいわけですね。

○清水新エネルギー課長

はい。

○池上座長

はい。時間はまだまだたっぷりありますけれども、何か、ほかにぜひここで述べておきたいというようなことはございませんでしょうか。

今後、この協議会はどんな形で進めていきたいと思いますかね。

○清水新エネルギー課長

今後ということですが、そういう意味では、私の説明の中でも、まさに基本原則という中で共存・共栄としっかりと明記しておりますとご説明させていただいたところ
です。今日もお話がありましたとおり、そこは大原則の1つであると同時に、まさにご質問
もありましたが、22～24%じゃもったいないというお話もございました。

同時に、やはり固定価格買取制度で2兆を超えるような国民負担というものがございま
して、再生可能エネルギーは素晴らしいものですが、主力電源になるには、やはりコスト
がどう下がっていくのかということも重要と我々は思っております。そういう意味で
も、まさに洋上風力の実例がどんどんでき、港湾も有効に活用され、日本に産業が育っ
てくる、どんどん安くなってくるポテンシャルがあると思っておりますので、この区域を皮切
りにしながら仕組みを作りつつ、2030年で終わるものではないので、大きな目線
でどんどん広げていきたいと思っております。

そういった意味でも、基本原則の中にある効率性ということについて同時に達成してい
く。効率的で、かつ地域と共生するもの、やはりそれこそがモデルケースだと思いますの
で、どう実現していくのかという気持ちで取り組みたいというふうに思っているところ
でございます。

本日、いろいろとご指摘いただきまして、また水産庁の富樫計画官からも協議会の場だ
けではなく、きめ細かなご説明をというお話もいただきましたので、本日ご指摘いただ
いた事項、それから、そういう意味では、関係者の皆様と直接コミュニケーションをさせ
ていただきながら、可能であれば具体的な協議会としてのある種の案というか、そう
いったたたき台みたいなものを事務局で準備させていただきつつ、次にまた議論させ
ていただきまして、足りない点があればそこからさらに協議を続けていくというふう
に進めさせていただければと思っております。

○池上座長

はい、どうもありがとうございました。あと、スピード感としてはどれぐらい、ど
んな感じで考えておられますか。

○清水新エネルギー課長

ご議論次第だとは思いますが、皆様からのご理解をいただくことを大前提に、我々とし

でも一刻も早くというふうには思っておりますので、日程調整次第ではございますが、例えば1か月後ぐらいには、また11月中には第2回を開催できればというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

○池上座長

はい、ぜひお願いしたいと思います。それから、先ほど松山先生のほうからもありましたけれども、できれば五島をモデル地区にしていく、それぐらいの意気込みでこの協議会も進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○清水新エネルギー課長

私としては、どこの協議会も重要ではございますけれども、気持ちとしては皆様と同じ気持ちで、ぜひモデルケースというふうにしていきたいと思っておりますので、何卒よろしくをお願いいたします。

○池上座長

そろそろ閉じたいと思うんですけども、何か最後にこれだけはどういうようなご発言はないでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。

○木口副会長

次回に言おうかなと思ったんですけども、資料5で図がございますね。これだと、陸上から現在の発電施設までも点線で囲われているんですけども、ここも、もう現在県の占有ということだと思いますが、この部分、この5キロ程度も、今回の国の占有海域になることを目指すというお考えでよろしいのでしょうか。

○清水新エネルギー課長

一応、県のほうから提示をいただいた区域なので、県のほうから補足をいただきたいと思います。途中で私がお説明申し上げましたとおり、占有の期間とかそういったことについても、そういう意味ではいくつかのいろいろなルールがある中で、今回まとめて指定をすることによって30年間安定的に区域の占有ができるということで、多分、こういう区画でご提案をいただいているのだと理解しております。

○三上政策監

そのとおりで、今後は、国の管理する区域という案になっております。

○池上座長

それでは、そろそろ閉じたいと思いますが、今日、いろいろと貴重なご意見をいただきましたけれども、もう1つ、やはり今日初めて説明いただいたということで、またじっくりお持ち帰りいただいて目をおしていただいて、もし疑問点とかそういったことがあったら次回にまたいろいろと出していただければと思います。今日が全てじゃないので。

先ほど、清水さんのほうからは、1カ月ぐらい後に次回をとということでございますので、じっくりと資料を見ていただいて、それでまたご質問・ご意見等ありましたら、そのときまでにとということでいただきたいと思います。

それでは、今日は第1回の協議会ということで、これで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —